

令和8年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和8年3月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第11号 宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて

議案第18号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第19号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第20号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第21号 宇治田原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○健康対策課所管

・健やかうじたわら21プラン(第2期健康増進計画)中間見直しについて

○子育て支援課所管

・令和8年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について

日程第3 付託議案審査

議案第23号 宇治田原町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第24号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第4 各課所管事項報告について

○学校教育課所管

・令和8年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて

○社会教育課所管

- ・令和8年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について
- ・宇治田原町生涯学習推進計画の改定等について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	9番	山内実貴子	委員
副委員長	8番	上野雅央	委員
	5番	山本精	委員
	7番	浅田賢茂	委員
	11番	田中大典	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	勝谷聡一君
教育長	南亮司君
健康福祉理事	立原信子君
教育次長兼 学校教育課長	矢野里志君
企画財政課長	中地智之君
福祉課長	太田智子君
福祉課課長補佐	茨木伸悟君
健康対策課長	岡崎一男君
健康対策課課長補佐	田中辰也君
子育て支援課長	廣島照美君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援 センター所長	時田美喜代君
学校教育課課長補佐	酒井隆司君
学校教育課課長補佐	重富康宏君

学校給食共同調理場 所 長	市 川 博 巳 君
社 会 教 育 課 長	田 村 徹 君
社会教育課課長補佐	木 村 幸 治 君
社会教育課課長補佐	小 川 英 人 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
専 門 官	長谷川 みどり 君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から15年となります。改めて災害の脅威を思い出し、備えについてなど確認し合える、そういう日にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本委員会は、3月3日の開会日に上程され、付託されました7議案の付託審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしております日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますのでご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は令和8年第1回の文教厚生常任委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会で、山内委員長をはじめ委員の皆様方にはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そして、おとといでございますが、委員の皆さんにおかれましては、予算特別委員会を開催いただきまして、そして、令和7年度の一般会計補正予算（第5号）というところで付託された全議案につきまして、可決すべきものと決していただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今、委員長からもありましたが、本日3月11日ということで、東日本大震災から15年目という節目を迎えますし、改めて未曾有の大災害というところと、我々もああいった津波はございませんが、いつ訪れてもおかしくない災害に備えるというところの思いにつきましては、改めてそういったところに意識を向ける一日にさせていただきた

いというふうに思っております。

昨日もご案内をさせていただきましたが、今日の2時46分、発災時刻に合わせまして、本町におきまして黙禱の機会ということで呼びかけをさせていただきますので、もしいらっしゃればご協力のほうをよろしくお願ひしますとともに、公共施設におきましては、半旗を本日は掲げておりますことをご紹介をさせていただきます。

そして、また後ほど教育長からもご案内があろうかとは思いますが、今週金曜日には、もう早いもので維孝館中学校の卒業証書授与式ということと、来週木曜日におきましては、19日、両小学校、田原、宇治田原小学校におきましても卒業証書授与式ということになっておりますので、ご案内等はもうお手元に行っているかと思いますが、ご臨席を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

さて、本日は、先ほど委員長からもございましたように、本委員会に付託をされた議案並びに所管事項報告につきましてご審査をいただくこととなります。

それぞれの議案及び報告につきましては、後ほど各課の担当よりご説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審査をいただき、議案につきましては可決すべきものと決させていただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（山内実貴子） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 議案第11号、宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 改めまして、皆様おはようございます。

それでは、議案第11号、宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案第11号資料の概要のほうをご覧くださいながら、説明のほうをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本議案につきましては、こども誰でも通園制度が、子ども・子育て支援法等の一部改正によりまして、児童福祉法においては乳児等通園支援事業として、子ども・子育て支援法においては乳児等のための支援給付として、それぞれ規定されまして、令和8年4月1日から法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施されるものとなります。

当該事業の実施に当たっては、昨年12月にご可決いただいた宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例によりまして事業実施の認可を受け、さらに、国の給付の対象であることを明確化するため、同様に自治体が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準により確認を受ける必要がございます。

町がこの確認を行うため、国が定める基準に基づきまして乳児等通園支援事業の具体的な運営に関する基準を定めるため、今回新たに条例を制定しようとするものでございます。

2つ目の条例の概要をご覧ください。

条例で定める基準は、従うべき基準と参酌すべき基準に分類されているところでございまして、裏面の(2)の表のほうをご覧くださいと思います。そちらにまとめてございまして、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして、内閣府令で定めるものは従うべき基準として、その他の事項については参酌すべき基準として定められているところでございます。

今回の条例の考え方でございますが、その下に米印に記載しておりますとおり、本条例の制定におきましては、国と異なる基準とする特段の理由がないことから、国の基準と同内容といたしております。

条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日となります。

町内での実施事業所見込みについては現在のところございません。町が保育所にて実施予定でございます。

以上、宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてのご説明といたします。

なお、本委員会への付託議案のうち、本議案のほか、議案第18号、議案第21号につきましては、こども誰でも通園制度に関する内容等での改正となっております。また後ほど説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方

は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 異議なしと認めます。

議案第11号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって、議案第11号、宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○委員長(山内実貴子) 次に、議案第18号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長(廣島照美) それでは、議案第18号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

同様に18号資料概要のほうをご覧くださいながらご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

本議案につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正によりましてこども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から乳児等のための支援給付として全国で実施される給付制度となり、同事業を町立保育所において実施するに当たり、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、同事業を町立保育所において実施するに当たり、利用者から利用料等を徴収する規定を追加するものでございまして、利用料等の詳細については、規則へ委任しておりますが、2つ目の概要にあります利用対象者、利用可能時間、利用料のとおり定めることとしております。

そのほかにつきましては、令和8年度当初予算案主要事項調書にも内容を記載させていただきます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日となります。

簡単ではございますが、以上、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第18号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第19号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。広島子育て支援課長。

○子育て支援課長（広島照美） 議案第19号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

第19号資料概要のほうをご覧ください。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定

子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

まず、特定教育・保育施設とは、都道府県が認可した認定こども園、幼稚園、保育所を指すものです。特定地域型保育事業とは、市町村が認可する小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等を指します。その認可を受けた施設等が給付対象となるために市町村の確認が必要であり、その確認の基準を定めたものが本条例となるところでございます。

現在、本条例制定以降、本町において該当の施設等はないところでございます。

また、町立保育所においてはこの基準以前に認可を受けているため、以前に確認済みで基準を満たしているところでございます。

改正内容の2つ目をご覧いただきたいと思えます。

虐待対応強化に係る児童福祉法の改正によりまして、第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことにより、引用規定を整理する改正内容となっているところでございます。

施行期日は公布の日となるところでございます。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思えます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第19号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第20号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 議案第20号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

同じく、議案第20号資料概要のほうをご覧くださいと思います。

本条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

先ほど議案第19号の説明で、特定地域型保育事業の認可については市町村が認可すると申しましたが、その特定地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等、市町村が認可する基準を定めたものが本条例となるところでございます。

現在、本町において該当の施設等はないところでございます。

改正の主な内容についてでございますが、1つ目は、先ほどの議案第19号の説明と同様の引用規定の整理でございます。2つ目につきましては、母子保健法に基づく町実施の乳幼児の健診等の内容が、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対して義務づけられている健診の全部または一部を行わないことができることとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日となるところでございます。

簡単ではございますが、説明については以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。山本委員。

○委員（山本 精） この条例なんですが、2番目の家庭的保育の中で、健康診断等が一部行わないことを可能とするというふうに書かれているんですけども、この辺ちょっともう少し詳しく教えてもらえませんか。

○委員長（山内実貴子） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時19分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

立原理事。

○健康福祉理事（立原信子） 今現在該当する施設は町内にはございませんが、もし入所をすとなれば、入所の規定の中で健康診断を受けなければならないとされております。それをほぼほぼの健診の内容が、乳幼児等に町が行っている乳幼児健診の内容と重なる部分が多いため、そちらのほうの情報を得られれば、それで代用ができるという規定になっております。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） もし何かその具体例があれば、この部分は大丈夫やとか、そんなことがあれば。分かりますでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 立原理事。

○健康福祉理事（立原信子） 具体的には違う部分というのはほぼなくて、乳幼児健診で行っております身長、体重、もしくは聴力検査とか視力検査とか、その辺のものになりますので、一般的な健診の内容になります。具体的にこれが違うものがあるというものは、特にはございません。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第20号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 次に、議案第21号、宇治田原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島子育て支援課長。

○子育て支援課長（廣島照美） それでは、議案第21号、宇治田原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

議案第21号資料概要のほうをご覧くださいと思います。

本条例改正につきましては、こども誰でも通園制度の開始等に伴いまして、町子ども・子育て会議の所掌事務を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等通園支援の利用定員を定めるときには子ども・子育て会議などへ意見聴取を行うことが義務づけられたことを踏まえまして、所掌事務に特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関するものを追加しております。

また、児童福祉法等の改正に伴いまして、こども誰でも通園制度等、町が認可する事業所等において、虐待に関する事実確認を行った場合等に、児童福祉審議会等へ報告を行うこととされたため、町子ども・子育て会議を児童福祉審議会等に位置づけるため、所掌事務に児童福祉法第8条第3項に規定する事務に関するものを追加しているところでございます。

施行期日については、令和8年4月1日となります。説明については以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） この条例のところなんですけれども、虐待についてはやっぱりあってはならないことですし、この中身で言うと、このような事実確認というふうに書かれています。これはどのように行ってその報告、最終的な報告になるかと思うんですけれども、報告を行うということはどういうことなのか。その辺のところ、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（山内実貴子） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 全国で保育所等における虐待等の事案が相次いでいることを受けまして、国は児童福祉法等を改正し、虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを整備したところでございます。

それを受けまして、保育所等や町は、国の示しているガイドラインに基づきまして適切な対応を取ることになりますけれども、その対応内容についてなんですけれども、町は虐待を受けたと思われる児童を発見した者等からのまずは通報を受けまして、情報収集を行います。その後、対応方針等を決定しまして、事業所等への立入調査と事実確認を実施することになります。

その確認事項をその後整理しまして、虐待有無の判断や、指導等の方針を決定して、安全確保措置や、また、子どもに対する支援を実施しまして、その後にそういった一連の方向であったり安全確保措置等につきまして本町の子ども・子育て会議へ報告するという流れになるところでございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

特に、本町で言えば、町立保育所しかないというふうなことやと思うんですけれども、実際、虐待をしないように、皆さんがいろいろと関心を集めてもらって、やっぱりしっかりとこういう状況にならないような形も含めて考えていってほしいなというふうに思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第21号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第21号、宇治田原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

最初に、健康対策課所管の健やかうじたわら21プラン（第2期健康増進計画）中間見直しについて説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、ご説明のほうを申し上げます。

右肩、文教厚生常任委員会資料と書いてございますカラー刷りの計画中間見直し概要版、こちらの1ページ目をご覧ください。

令和6年度から2か年をかけて、住民の皆様や医療関係者等から成る健康づくり推進協議会のほうにお諮りしながら、本町の健康増進と食育推進の方針を位置づける第2期宇治田原町健康増進計画の中間見直しに取り組んでまいりました。

後ほど触れさせていただきますが、去る2月20日金曜日に開催いたしました通算第5回目の協議会におきまして改定計画の成案をご承認いただきまして、その推進に当たっての提言書とともにご提出をいただいた内容となっております。計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

本日は概要版のみの説明とさせていただきますけれども、この1ページ目のほうをご覧ください。

基本方針から各分野別の取組までの改定計画の体系図を示しております。

本計画より、新たに達成目標として、住民の皆様の健康寿命の延伸、上2つ目にございますけれども、こちらのほうを掲げさせていただいております。

健康づくり、食育、それぞれのキーワードの下、5つの取組の柱と各年代別のライフステージに応じた1、身体活動・運動から、8、栄養・食生活までの8つの分野別の取組を進めることとしております。うち、この1ページ目で水色で示しております8番目の栄養・食生活の分野は食育推進計画としての位置づけをしております。

中面をお開きください。

左上のほうに黄色で健康寿命（平均自立期間）の定量的数値を示しております。令和6年数値でございます。これを向上するため、ここに記載のありますような分野別、ライフステージ別の具体的取組を進めてまいります。

これまでから取り組んでいるものもございますけれども、本改定計画に基づきまして、新しく取り組むこととしております内容の一部を紹介させていただきますと、左側のページ、緑の列でいきますと2の休養・睡眠、こころの健康という列がございますけれども、ここの行の青年・壮年前期のところの3つ目の丸、心の健康増進を図る健康づくり

事業を展開しますとありますが、新たに本町特産でありますお茶の香りがメンタルヘルスに与える好影響に着目したウォーキングイベントの開催を予定しております。

また、その他、右側のページ、4番、歯・口腔の健康の一番上の妊娠・乳幼児期のところの丸にあります妊婦歯科健康診査、そして、下のほう、青年・壮年前期のところにございます節目年齢の方への成人歯周病検診、これらを新たに開始することとしております。

これら取組施策につきましては、令和8年度当初予算案として今議会定例会のほうに上程をさせていただいているものとなります。

概要版の後ろのほうに、先ほど申し上げました健康づくり推進協議会からの提言書のほうを添付させていただいております。本改定計画に掲げました5つの取組の柱ごとに改定計画の推進に当たり留意すべき事項をご提言いただいております。ご覧おきいただきますようお願いいたします。

なお、この概要版につきましては3月中に新聞折り込みにて全戸に周知をさせていただく予定でございます。説明につきましては以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 私のほうから、先ほど新聞折り込みを入れていただくと。それ以外の周知方法、今のところ何か考えておられていますか。

○委員長（山内実貴子） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） この概要版と本編は当然電子データとして提供をさせていただきますので、町ホームページのほうにデジタルブック形式で載せますとともに、LINEのほうでの告知をさせていただきまして、皆さんの目に触れる形を取らせていただきたいと思います。あとは、公共施設のほうにも配架をさせていただく予定でございます。

○委員長（山内実貴子） 浅田委員。

○委員（浅田賢茂） 本当に早く健康寿命を延ばすために、病気になってからではなく予防ということでこの活動をされていることを非常に評価したいと思います。

ただ、やはりこういう活動もなかなか周知の問題が今大きくなっていると思うんですけども、LINEが一番今身近に感じやすい、情報を取りやすいかなと思います。その辺の周知のほうをなるべく早く皆様に、ほぼ町民皆さんに使っていただけるように活動していただきたいと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて健康対策課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課所管の令和8年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について説明を求めます。山下宇治田原保育所長。

○宇治田原保育所長（山下愛子） それでは、令和8年度宇治田原町立保育所入所申込み状況につきまして、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

資料上段ですが、こちらは令和8年3月1日現在の申請状況でございます。新規児童数23人、継続児童数133人、合計が156人となっております。

次に、下段、参考といたしまして、本年度令和7年4月1日の入所状況でございます。新規児童数28人、継続児童数142人、合計が170人。令和8年3月1日現在175人が在籍しており、令和7年4月1日から令和8年3月1日現在に至るまで途中入所13人、途中退所8人、5人の増ということになっております。

上段に戻りますが、ゼロ歳児については、今後育休明けにより申込状況は増えていくものと推測しております。また、全体を見ましても、8年度の入所は156人ということでございますが、ここ数年間を見ますと、7年度は170人、6年度は173人となっており、出生人数の減少に伴い、年々減少している状況となっております。説明につきましては以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これにて、子育て支援課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時36分

○委員長(山内実貴子) 休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。南教育長。

○教育長(南 亮司) 改めまして、おはようございます。委員会開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

三寒四温とはよく言いますが、今日まだ本当に寒い朝となりましたが、少しずつ春が近づいているようでございます。

また、今日は3. 11、東日本大震災の発生から、はや15年でございます。被災地は今日一日、深い鎮魂の祈りに包まれております。私のほうからも学校に向けまして、子どもたちに何らかの形で触れていただくようお願いしているところでございます。

さて、学校も残すところ10日余りとなりました。

委員の皆様には既にご案内もさせていただいておりますが、あさって13日には維孝館中学校、19日には田原小学校、宇治田原両小学校での卒業証書授与式が挙行されます。それぞれの門出を祝っていただけたらと思います。また、4月には入学式もございまして、どうぞよろしく願いいたします。

この間、2日には、両小学校6年生が昨年度から実施しています小学校の取組としては非常に珍しい、現役パイロットやCA、客室乗務員が講師を務め、JALによるキャリア教育の特別授業が行われました。夢を持つことの大切さや、夢を実現するために必要なことなど実体験を踏まえ語っていただき、制服の試着も体験し、仕事のやりがいや面白さ、魅力を肌で感じたところでございます。また、学びへの興味、関心も高めることができましたようです。今年度は中学校でも実施させていただきました。

また、これとは別に、中学校では2年生がこれまでこれもまた全国的に珍しい商品開発体験授業を実施しまして、地元企業、須河車体さんの全面協力の下、生徒が15のアイデア商品を提案いたしまして、コラボ商品として来年度に披露できるとうれしく感じております。これら未来を担う子どもたちのシビックプライドの醸成につながったと思います。これからも本物に触れるキャリア教育に一層力を入れていきたいと考えております。

本日は、付託議案2件、所管事項報告3件でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

それでは、引き続き教育委員会所管分に係る事項について進めます。

◎付託議案審査

○委員長（山内実貴子） 日程第3、付託議案審査について。

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（山内実貴子） 議案第23号、宇治田原町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから議案第23号、宇治田原町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明をさせていただきます。

議案第23号の条例改正概要をご覧いただきたいと思います。

現在工事を進めております維孝館中学校体育館の空調整備に伴いまして、供用開始後、学校教育目的以外で空調機を使用する場合、使用者から光熱費の一部を徴収するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例別表を改正し、1時間当たり現行1区画400円、全区画800円の電気使用量を全区画のみの400円とし、新たに冷暖房使用料として1時間当たり1,000円を設定するものでございます。

施行期日につきましては、令和8年7月1日を予定をしております。説明につきましては以上になります。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。田中委員。

○委員（田中大典） 私からはちょっと確認ということをお願いしたいんですけども、この冷暖房を使った場合なんですけれども、例えば文化センターとかだったら、職員さんがいらっしゃるので確認はできるかと思うんですが、体育館の場合だったら、その時間ほとんど職員さんいらっしゃらないので、確認のしようがないと思うんです。こういうときに関しては、もし使わないという形で借りられたけれども、どうしても暑さに耐

えられなくて冷房をつけられたとかというときは、もうこれは性善説な扱いになるのか、お聞かせください。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） ただいまの質疑でございますけれども、委員がおっしゃるとおり、学校の使用状況については、職員が常駐しているわけではございませんので、実際に確認に行くということは、状況的には難しいと思っておりますけれども、体育施設の学校施設の使用申請のときに空調の利用の有無を確認いたしまして、そちらのほうで、空調を使いますということで申請いただいた場合は料金を前納していただくという形で考えております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） もう一点確認なんですけれども、空調を使った場合は、この電気代の使用料、例えば1時間に対して400円にプラス1,000円をお支払いするのか、全額この1,000円の中にまとまるのかという部分を1点聞かせてください。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 使用料区分でございますけれども、従来から設定しております電気使用料金に加えて、今回新たに冷暖房使用料の区分を設けたという形でございますので、一体徴収ということではなくて、もちろん冷暖房を使わない季節もございまして、このときは使わないということであれば冷暖房使用分は徴収しないという形になります。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） よく分かりました。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 1点だけ、この冷暖房施設の使用料なんですけど、1,000円にされたということですが、1,000円にされた根拠というのか、その辺のところ分ければ教えてください。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 使用料金の設定につきましては、近隣市町、先行実施団体の料金をまず確認させていただいております。

状況を申しますと、久御山町と井手町を比較しますと、冷暖房使用料については2町とも1,000円を徴収されているといったところでございます。年間大体、この学校教育目的以外での使用ということになりますと、令和6年度の実績ベースで大体90万程度の

光熱費が追加されるということで見込んでおります。これを大体50%程度、受益者負担をお願いするという形にしますと、大体1,000円少し切れますけれども、それぐらいの負担をお願いするのが適当かということ判断いたしまして、1,000円ということで設定させていただいております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

それと、多分グラウンドとかテニスコートとかについては、町外、町内の差が、使用料の差があったと思うんですけども、その辺の関係はここのところ、どのように考えられているんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 重富補佐。

○学校教育課課長補佐（重富康宏） 学校体育館につきましては、あらかじめ登録をいただいている団体の方が使用されるという形になります。現在17団体ほどが登録団体ということで申請をいただいておりますけれども、これにつきましてはほぼ町内の団体が使われているということでございますので、現状に照らして、町内、町外の別を設けるということは当面必要ないかという判断をしております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

もし町外とか利用とかある場合には、もちろん登録されてということになると思うんですけども、その辺の関係はどのように考えられていますでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 先ほど重富補佐が説明しましたように、基本的には登録制ということになっております。学校施設の使用条例の中で、原則として町内に在住または在勤している者で、施設の使用許可を受けた者ということにしておりますので、町外の方々が申請をされるということは、この条例上、想定をしておりません。以上になります。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって、議案第23号、宇治田原町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○委員長(山内実貴子) 次に、議案第24号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。田村社会教育課長。

○社会教育課長(田村 徹) 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから議案第24号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明いたします。

説明につきましては、条例のこの概要資料、こちらに基づいて説明をいたしたいと思っております。

先ほど子育て支援課のほうで、付託議案の条例改正の説明があったと思うんですけども、こちらの今回の条例につきましても児童福祉法の改正、こちらに関連しまして行うものでございまして、趣旨といたしましては、その法の改正によりまして、児童虐待等の発見時における通報義務等の仕組みが創設されたことによりまして、法33条の10に新たに第2項と第3項、内容は所管行政庁や審議会等の区分に関する条項が2項、3項として加わったんですけれども、そちらの項が増えたことによりまして本条例の引用箇所を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、第12条中、「第33条の10各号」となっておったものを「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行としております。

以上、よろしくご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

議案第24号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって、議案第24号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で今回文教厚生常任委員会へ付託されました7議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、3月26日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月24日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（山内実貴子） 日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

最初に、学校教育課所管の令和8年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて説明を求めます。矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） それでは、私のほうから令和8年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについてご説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思います。2段書きになってございますが、上段が令和8年度の見込み、下段のほうが令和7年5月1日現在のものがございます。

まず、維孝館中学校でございますが、生徒数が211名で7年度より3名の増加、3学年とも標準学級数としては2クラスですが、今年度同様加配を希望しており、3年生に関しては、今2年生が3クラスになっておりますが、引き続き3年生につきましては、3クラスとなる見込みでございます。また、特別支援学級が今年度同様2クラスで、学校といたしましては合計9クラスとなる見込みでございます。

次に、田原小学校になります。児童数が172名、令和7年度より13名の減少となります。今年度から初めてとなりますが、全学年1クラスとなる予定となります。

特別支援学級につきましては、知的学級が2クラスとなる変更がありますので、普通学級で1つ減少しまして、特別支援で1つ増えまして、合計9クラスということになる予定となっております。

宇治田原小学校につきましては児童数が195名で、令和7年度より11名の減少となります。6年生は引き続き2クラスの継続でございますが、3年生につきましては児童の転出及び特別支援学級への転籍等による人数減少により、1クラスに変更となります。

また、田原小学校と同様に特別支援学級の知的学級が2クラスとなります。学校としましては11クラスとなる見込みでございます。

総合計、一番下段ではございますが、令和7年度599名に対しまして578名の、21名の減少となる見込みになっております。

なお、この資料につきましては、3月1日現在の状況を基に見込みのほうを作成しておりますので、今後変更になる可能性があることをご了承いただきたいというふうに思います。説明につきましては以上となります。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） この今のクラス数なんですけれども、35人、36人やから2クラスというような、たしか決まりがあったと思うんですけれども、これは宇治田原小学校の3年生見ますと35人ですよ。これ今まで委員会でも毎回出っていたので、規則なので仕方がないという部分はあるんですけれども、35人だと従来のあれで見ますと、教室もいっぱいいっぱいということなので、できたら何か、加配か何かで特別宇治田原方式じゃないんですけれども、何とか2クラスというようなお考えというのはできないんでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 酒井補佐。

○学校教育課課長補佐（酒井隆司） 先ほどのことですが、宇治田原小学校、確かに現時点、宇治田原小学校のほうを見ていただきまして、2学年の網かけのところ37名となっております。そこから右上に上がっていく形で、3学年になるにしたがって1名の転出と1名の特別支援学級への転籍で35になってしまうんですが、今法律上では確かに35名までは1学級になるということで、本町のほうでも学力支援や特別支援という加配のほうは設けておいて、1クラスに2人の教師の体制はつくっておるんですが、その加配を担当にすることでクラスを2つに分けるというところまでの措置は実際できておりません。

その理由としまして、加配に今充てている給与等の関係で、担任と府の職員の給与と町の給与が同じ仕事をして同じにそろえるかといったら、今はそこまで行けていない段階ですので、そこまでの措置は行けていないというところで、別の形で加配をつけるという措置を行っているところでございます。

ただ、議長の言われたように、35人ぎりぎりの状態というのは、やっぱり学校にとってもかなりしんどい状態ですので、今後ちょっと検討も考えていきたいと思います。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） これ教育長に確認したいんですけども、これは近隣市町でもこういうような問題というのは多々出てくると思うんです。ケースによっては。実際に、例えば市町村で独自でやっぱりやられているところもあるんじゃないかとは思いますが、そのあたりの、例えば情報とか何とかいうのはお持ちじゃないんですか。

○委員長（山内実貴子） 南教育長。

○教育長（南 亮司） 以前宇治田原町で、今現在、維孝館中学校も2クラス、実際には2クラスのところを3クラスにしているという状況でございますが、他市町村については今のところきちとした数字はちょっと出せない状況ではございます。

ただ、やはり今議長おっしゃったことについては、やっぱりちょっと重く受け止めて、もうちょっとまた検討をしていきたいなと思っております。以上です。

○委員長（山内実貴子） 原田議長。

○議長（原田周一） ぜひ予算も伴うことなので、明日からというわけにはいかんとは思いますが、ぜひ前向きに、例えば学期の途中でも実施は可能やと思うんです。ですので、そのあたりをぜひ前向きに検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて学校教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の令和8年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について、説明を求めます。田村社会教育課長。

○社会教育課長（田村 徹） それでは、令和8年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について、こちらの資料に基づきまして説明いたしたいと思えます。

資料のほうなんですけれども、田原学童、宇治田原学童合計となっております。おのおの左が令和8年3月1日の人数でございまして、右が令和7年3月1日の人数で取りまとめておるものでございます。

まず、田原学童のほうですけれども、新1年生、新4年生になる児童の申請がございまして、合計で61人、令和7年度からは5名減っております。そのうち長期の休業期間のみ使われる方が6人おられますので、差し引きいたしました人数につきましては55人で昨年度と同様でございます。

宇治田原学童のほうでございまして、こちらにつきましては新1年生から6年生までの申請がございまして、人数につきましては合計で76人です。令和7年度から5名減っております。それで長期休業のみの方10名おられますので、それを引きますと差し引きでは66人ということで令和7年度と数字は一緒でございます。

合計につきましては、令和8年度137人で令和7年度から10人減っておりますけれども、長期休業のみを使われる方を差し引きしますと121人で、令和7年度と人数は同じとなっております。あくまでもこれは3月1日現在の申請状況を取りまとめたものでございますので、今後変更があることをご了承いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町生涯学習推進計画の改定等について説明を求めます。田村社会教育課長。

○社会教育課長（田村 徹） それでは、宇治田原町生涯学習推進計画の改定等について、

クリップ留めの資料、こちらを基にご説明のほうをいたします。

現在の生涯学習推進計画が今年度末をもって終了いたしますので、次期計画、これの改定のため推進協議会を開催し、計画案等について協議を行ったものでございます。

まず、先立ちまして計画の、改定計画の概要についてご説明いたしたいと思っておりますので、こちらの裏面をまずご覧いただきてよろしいですか。

計画期間につきましては、令和8年度、来年度から5年間の令和12年度を計画期間としております。

基本理念につきましては、「～自ら学び、ともに高め合い、地域に活かす生涯学習～」ということで、現行計画の理念をそのまま引き継いでおるものでございます。

計画の構成につきましては、基本方針としまして3つの柱を設けております。

1つ目が家庭・地域・学校の連携・協働によるまちぐるみの教育の推進、2つ目が誰もがいつまでも学び・活躍できる環境づくり、3つ目がふるさとの文化に誇りと愛着を持てる教育の充実ということで、この3本の柱の下に9つの基本目標と15の基本施策を立てておるものでございます。

恐れ入ります、次はこちらの生涯学習推進計画案のほうを。よろしいですか。ちょっと見ていただきまして、この計画案につきましては、まず1ページ目に生涯学習の意義なり、計画の趣旨、策定の経緯、また、計画の位置づけを書いておりまして、2ページ、こちらにつきましては、計画の期間を書かせていただきておりまして、そこから2ページ、3ページ、4ページ、5ページの上までと、こちらについては計画策定の背景、そういったものをまとめておるところでございます。

5ページの中ほど、今回の計画の改定に当たりましてアンケートを行いました。

アンケートにつきましては、電子で行ったものと用紙に記入いただいたもので149人の方からご回答をいただいたところでございます。それを6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、11ページ、12ページとまとめておるものでございます。

恐れ入ります、ページめくっていただきまして、14ページ、15ページを併せてご覧ください。

こちらが冒頭申し上げました、15ページにはこの改定計画の基本方針、基本目標、基本施策、これを並べておりまして、その左手、14ページのほうにはまちづくり総計、教育振興基本計画、こちらについてを並べておりまして、今回の改定計画がまちづくり総合計画、こちらの並びにも合った形でまとめておるものでございます。

恐れ入ります、16ページをご覧ください。

こちらから基本目標、基本施策について書いておまして、現計画に比べますと、教育委員会のほうなり、町でやっておることの内容、それも盛り込んだ形で書かせていただいております。

したがいまして、現行計画よりもボリュームは増えておるんですけども、どちらかといいますと、今どういうことをやっておるのかなというのが分かるような形でまとめたものでございます。改定計画については以上でございます。

それで、この改定計画につきましては、恐れ入ります、こちらのまた資料にお戻りいただきますようお願いいたします。

こちらの生涯学習推進協議会、こちらにつきましては関係団体さんにご参画いただいた協議会でございます、こちらのほうで2月16日にお集まりいただきまして、今まで申し上げました改定計画案についてご協議いただいたところでございます。

なお、この推進協議会に提案させていただくまでには、町の会議でございます推進本部会議、こちらを昨年の11月に開催して計画案をまとめたものを今回提案したものでございます。

会議の結果につきましては、4番、協議内容及び結果のところでございますけれども、こちらをご覧いただきたいんですけども、ちょうど協議会の委員さんの中で、会長、副会長をお決めいただいていたんですけども、委員の推薦団体の役職交代で会長、副会長共に不在でしたので、改めて会長と副会長を選出いただきましたのと、現行計画の実施結果について報告いたしましたのと、この改定案についてご意見をいただきました。

それと、その4つ目の黒ポツになるんですけども、ことぶき大学に代わる高齢者・成人対象講座の企画案についてもご意見をいただいたものでございます。こちらのことぶき大学に替わる企画案につきましては、後ほど説明のほうをいたします。

この協議会のほうで、主な意見としてお出しいただいたご意見につきましては、化石に関する学習、それを非常に高評価いただきまして、それを継続していただきたいといったご意見と、どうしても受講者に高齢者が多いですので、若年層に情報を届けて参加してもらうことが重要ですよと、それと、高齢者と若年層では情報、若者はどうしてもSNS中心になりますので、そこへのアプローチが、格差があるのでアプローチが必要ですよといったことをご指摘いただいたのと、ことぶき大学に替わる「うじたわら大学」の企画はぜひ進めてほしいと高評価をいただいたところでございます。

なお、この改定計画案につきましては、2月27日からパブリックコメントのほうを既

続けて、こちらの令和8年度高齢者・成人対象講座企画（案）、こちらについてご説明のほうをいたします。

こちらなんですけれども、従来、高齢者を対象に開催してきました、ことぶき大学、これにつきましては、令和6年度から社会見学を除き年齢制限はもう外しておりますので、成人対象としておるんですけれども、やはりことぶき大学というのが高齢者の学びの場やなというイメージが強いといったこともございまして、成人対象ですよといったことも打ち出したいことから、今回名称なりを変更を考慮しておるところでございます。

まず、名称につきましては、うじたわら大学、高齢者対象のイメージを払拭といったところを目的としております。学長につきましては教育長、顧問は町長で、まず、校歌といたしまして、宇治田原町の歌、こちらを入学式で斉唱いたしたいと考えております。

対象につきましては、18歳以上の町内在住在勤者でございます。

受講登録、これはこれまでからも、ことぶき大学でもやっておったんですけれども、今回学生といった位置づけにしようと考えております。あわせて、通信部といったことで、実際に受講するのが、文化センターなりに来るのがちょっと困難、行けないといった方につきましては、資料を送付することも考えております。

講座につきましては、第1回はさざんかホールを会場に、グリーンライフカレッジ開講式と、この「うじたわら大学」の入学式を兼ねる形でやろうと考えております。

また、第2回、第3回、第5回講座につきましては、基本的には研修室1を会場に、これまでと同様に環境、歴史、文化、生活面、そちらの講師を招いて開催を考えております。また、第4回は管外研修を考慮しております、こちらにつきましては、今回からは年齢制限を設けない予定としております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。田中委員。

○委員（田中大典） 説明ありがとうございました。私からは少し意見として、つけ加えさせていただきたいと思っております。

今までことぶき大学という名称が、どうもやはり高齢者対象という、大分昔から続いってきた事業ですので染みついていたと思うんですけれども、この「うじたわら大学」という名称に変えられることによって若年層にも浸透を図れるかと思っております。大変いい改革案だと思います。

今回単位制というようなことで、受講すれば単位をもらえるというようなことがあるんですけれども、一定の単位をもらえたら何かインセンティブ的なものをもらえるよう

にすると、余計に受講者の方が増えるかなというふうに思います。一度検討していただければうれしく思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） 田村課長。

○社会教育課長（田村 徹） どうもありがとうございます。

今考えておるのは、1講座受けたら1単位、それが10がいいのか、5がいいのかというのはあるんですけども、それを受けていただいて、単位の取得がたまったら卒業という形で、どんな形にするかはまだ考えてはいないんですけども、卒業証書なんかをお渡しする形がいいかなと。現段階ではちょっとその程度ですけども、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 田中委員。

○委員（田中大典） ぜひとも、宇治田原町をもっと住民の方に知ってもらうためにもこういう取組は必要やと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑ございませんか。原田議長。

○議長（原田周一） 今のにちょっと関連して、ちょっと思い出したんですけども、過去、あるところに視察行ったときに、非常にユニークな取組されていて、今言われたように、大学ということで、1年単位で卒業というのか、あるいは、その場合は2年やったと思うんですけども、その初めの1年から、次2年目のときには進級という形でさせて、2年終わったら卒業やと。

それで、その次にあるのは大学院やということで、非常に年寄りにとっては目標があるというようなことをやっておられる地域があったんです。これ長野県のほうやったと思うんですけども。そういったことを過去に提案ちょっとさせていただいたことがあって、やはり長期のスパンで目標を持って取り組めるようなことも含めて、今に関連してちょっと考えていただけたらどうかなと思うんですけども。これはあくまで提案ですけども。

○委員長（山内実貴子） 田村課長。

○社会教育課長（田村 徹） ありがとうございます。

議長おっしゃるように、やっぱり今までと違って、今までも大学やったんですけども、大学としますので、やはり1年で終わるよりも2年とかで一つ卒業という形がいいのかなとは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます、そのように考えておるところでございます。

それと、担当者と話している中では、大学院みたいなのもちょっと検討していたら、

だんだん楽しくなってきましたいろいろな案が出てきたんですけれども、大学院となると講座のレベルをちょっと上げなければならないので、それがちょっと今すぐクリアするのはなかなか厳しいかなといったところで、現在のところは、とりあえずは今までのごとぶき大学を「うじたわら大学」に変えて、講座の内容的にはそんなに変わらない内容にはなるんですけれども、将来的にはそういった人が学ぶ気持ちを高めていきたいと考えておりますので、そういったことも検討はしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） この中に参加費が書かれていないんですが、これは無料というふう
に考えていいのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 田村課長。

○社会教育課長（田村 徹） うじたわら大学、現在のところ参加費は無料と考えております。ただ、研修につきましては、申し訳ないんですけれども、お金は頂戴いたしたく
考えております。それはこれまでと同様です。

それと、今回のこちらの中、下から2つ目で通信部というのも設けておりまして、これを何で通信部としておるかといいますと、なかなかハードルはあるんですけれども、将来的には実際に会場まで来なくても受講できるような仕組みを、将来的にはですよ、ちょっと夢なのかもしれないんですけれども、それを念頭に置いておりまして、通信部
といった名称をつけておりまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、来られない方が資料だけでも勉強したいよといった方につきましては、もう資料送付を
させていただきますので、それにつきましては実費負担ということで年間500円、これを頂こうと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

今、通信部と言われましたけれども、通信部の方も受講登録は必要なんでしょうか。
そこはどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 田村課長。

○社会教育課長（田村 徹） 登録というか、入学して学生という形に今回から持っていますので、通信部の方もご登録いただく方向で考えております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これにて社会教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） これで、ただ今出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（山内実貴子） 次に、日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） 当局からございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 事務局から。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案7件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

本年度も残すところ3週間余りとなりました。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしく願いをしておきます。

令和8年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としています。4月22日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時17分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 山 内 実 貴 子